

派遣労働者の最低賃金

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます！

派遣先の事業場が別の都道府県にある例

派遣元

埼玉県
最低賃金額
(時間額)
1,078円

▶

派遣先

東京都
最低賃金額
(時間額)
1,163円

派遣先の東京都最低賃金(1,163円)が適用されます。

派遣先の事業場に特定最低賃金が適用されている例

派遣元

京都府
最低賃金額
(時間額)
1,058円

▶

派遣先*

兵庫県 鉄鋼業
最低賃金額
(時間額)
1,065円

派遣先の兵庫県 鉄鋼業最低賃金(1,065円)が適用されます。
※金額は令和6年9月1日現在のものです。

最低賃金の確認の方法

確認したい賃金を時間額にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

時間給

最低賃金額(時間額)

円

円

≧

2 日給の場合

日給

1日の平均所定労働時間

時間額

最低賃金額(時間額)

円

円

÷

=

≧

3 月給の場合

月給

1か月の平均所定労働時間

時間額

最低賃金額(時間額)

円

円

÷

=

≧

4 上記1,2,3が
組み合わせられている場合

例えば、基本給が日給で
各手当(職務手当など)が月給の場合

① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す
② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す
③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)

使用者のみならずへ 使用者は、最低賃金額などを作業場のみやすい場所に周知する必要があります。

事例1 ●●県で働くAさんの場合(月給のみの場合)

① Aさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、
208,000円-8,000円=200,000円

② この金額を時間額に換算し、最低賃金額と比較すると、
200,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=1,250円>1,000円
であり、最低賃金額以上となっています。

基本給(月給)

175,000円

職務手当(月給)

25,000円

通勤手当(月給)

8,000円

合計

208,000円

1か月の平均所定労働時間

160時間

●●県 最低賃金額

1,000円

事例2 ▲▲県で働くBさんの場合(日給と月給の組み合わせの場合)

① 基本給(日給)を時間額に換算すると、
6,000円÷1日の所定労働時間(8時間)=750円

② Bさんに支払われた賃金のうち、通勤手当は算入しないため、職務手当(月給)を時間額に換算すると、
24,000円÷1か月の平均所定労働時間(160時間)=150円

③ 上記①と②を合計すると、
750円+150円=900円<1,000円 であり、最低賃金額未満となっています。

基本給(日給)

120,000円

職務手当(月給)(=6,000円×20日)

24,000円

通勤手当(月給)

8,000円

合計

152,000円

1日の所定労働時間

8時間

1か月の平均所定労働時間

160時間

▲▲県 最低賃金額

1,000円

地域別最低賃金一覧(47都道府県)

()内は、令和5年に改定された最低賃金額

都道府県名	最低賃金額(円)	引上げ額(円)	発効年月日
北海道	1,010 (960)	50	令和6年10月1日
青森	953 (898)	55	令和6年10月5日
岩手	952 (893)	59	令和6年10月27日
宮城	973 (923)	50	令和6年10月1日
秋田	951 (897)	54	令和6年10月1日
山形	955 (900)	55	令和6年10月19日
福島	955 (900)	55	令和6年10月5日
茨城	1,005 (953)	52	令和6年10月1日
栃木	1,004 (954)	50	令和6年10月1日
群馬	985 (935)	50	令和6年10月4日
埼玉	1,078 (1,028)	50	令和6年10月1日
千葉	1,076 (1,026)	50	令和6年10月1日
東京	1,163 (1,113)	50	令和6年10月1日
神奈川	1,162 (1,112)	50	令和6年10月1日
新潟	985 (931)	54	令和6年10月1日
富山	998 (948)	50	令和6年10月1日
石川	984 (933)	51	令和6年10月5日
福井	984 (931)	53	令和6年10月5日
山梨	988 (938)	50	令和6年10月1日
長野	998 (948)	50	令和6年10月1日
岐阜	1,001 (950)	51	令和6年10月1日
静岡	1,034 (984)	50	令和6年10月1日
愛知	1,077 (1,027)	50	令和6年10月1日
三重	1,023 (973)	50	令和6年10月1日
滋賀	1,017 (967)	50	令和6年10月1日
京都	1,058 (1,008)	50	令和6年10月1日
大阪	1,114 (1,064)	50	令和6年10月1日
兵庫	1,052 (1,001)	51	令和6年10月1日
奈良	986 (936)	50	令和6年10月1日
和歌山	980 (929)	51	令和6年10月1日
鳥取	957 (900)	57	令和6年10月5日
島根	962 (904)	58	令和6年10月12日
岡山	982 (932)	50	令和6年10月2日
広島	1,020 (970)	50	令和6年10月1日
山口	979 (928)	51	令和6年10月1日
徳島	980 (896)	84	令和6年11月1日
香川	970 (918)	52	令和6年10月2日
愛媛	956 (897)	59	令和6年10月13日
高知	952 (897)	55	令和6年10月9日
福岡	992 (941)	51	令和6年10月5日
佐賀	956 (900)	56	令和6年10月17日
長崎	953 (898)	55	令和6年10月12日
熊本	952 (898)	54	令和6年10月5日
大分	954 (899)	55	令和6年10月5日
宮崎	952 (897)	55	令和6年10月5日
鹿児島	953 (897)	56	令和6年10月5日
沖縄	952 (896)	56	令和6年10月9日
全国加重平均額	1,055 (1,004)	51	

雇う上でも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

WEBで確認！

最低賃金に関する特設サイト

最低賃金 特設サイト 検索

賃金引上げ特設ページ

賃金引上げに向けた支援策等を掲載しています。

賃金引上げ特設ページ 検索

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。①臨時に支払われる賃金(結婚手当など) ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など) ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など) ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など) ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など) ⑥精進助手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ



必ずチェック!
最低賃金!

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善
助成金
最大
600万円を
助成

働く人と雇う人のためのルールです!